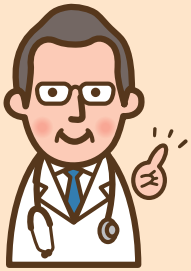


保険医協会・  
保険医会の

# 働き盛りの休業リスクに 休業保障制度で備えよう!



## 本制度は、病気やケガで診療を休んだ際に 定額の給付を受けられる制度です



加入時43歳で  
8口加入した場合  
月々の掛金は

**24,000円**  
しかも、掛金は加入時のまま、  
満期まで上がりません。

休業して  
30日分の給付を  
受けた場合

自宅療養 **144万円**  
入院療養 **192万円**

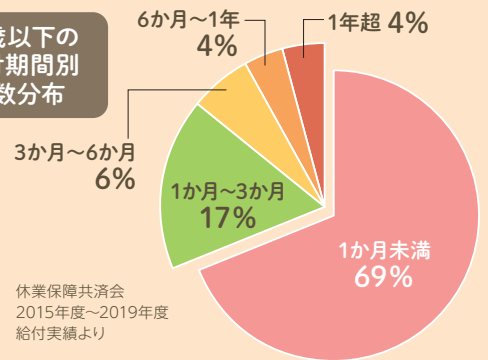


## 働き盛りの休業リスク 療養期間1か月超も3割

### 働き盛りの世代こそ長期休業に備えを

開業したばかりで預貯金が少ない…、せっかく医院経営が軌道に乗ってきたから、診療を頑張らなければ…という働き盛りの世代こそ、予期せぬ長期休業に備えておく必要があります。

55歳以下の  
給付期間別  
件数分布



## 入院でも自宅療養でも最長730日の充実保障

### 通算500日

短期間での再発や後遺症でも、通算500日までなら、何度でも給付を受けられます (傷病休業給付金・入院給付金)。



### 最長230日 (1回限り)

通算500日を超えて連続して休業している場合は、最長230日の範囲で給付を受けられます (長期療養給付金、1回限りの給付)。



### 最長730日

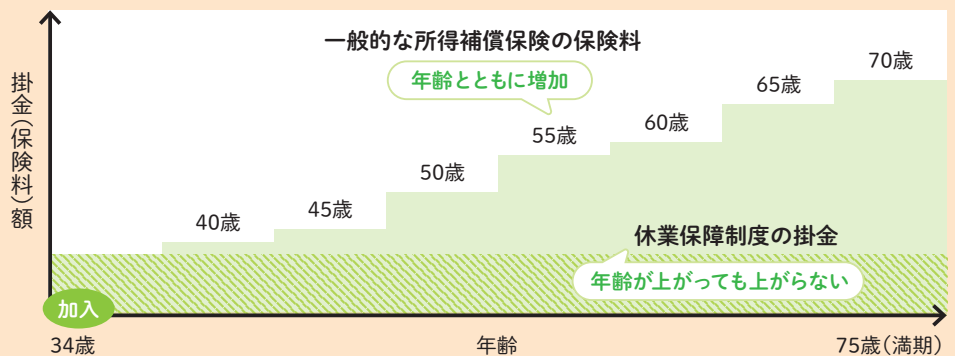
入院はもちろん、自宅療養でも、最長730日の給付を受けられます。



## 掛金は加入から満期まで上がりません

掛金額は、加入時の年齢によって決まり、1口当りの掛金額は、加入年齢が若いほど低く設定されており、満期まで上がりません。  
→掛金額は裏面をご覧ください。

※増口部分の掛金額は、増口時の加入年齢が適用されます。



50歳代にはいると、男性の約3人に1人が血圧を下げる薬などの何らかの薬を服用している…というデータ(※)もあります。本制度は、健康告知による加入審査があります。健康なうちにお申し込みください。

※厚生労働省 令和元年国民健康・栄養調査報告より

制度の詳細は裏面にも記載しています。

# 医師・歯科医師におすすめしたい、保険医協会・保険医会の休業保障制度

備えやすい掛金で長期の保障が得られる「休業保障制度」は、非営利で助け合いの「共済制度」だから実現しました。保険医協会・保険医会会員のためだけの制度です。

## ● 新型コロナウイルス感染症への給付状況

休業保障制度では、2021年6月審査分までで、全国で150件（疑い50件含む）、総額76,286,000円を給付しています。給付金請求の際は、休業期間中に第三者の医師への受診が必要です。詳細は、保険医協会・保険医会へお問い合わせください。



## ● 給付の種類(1口あたり)

給付の種類	給付金額	給付限度など
傷病休業給付金	休業6日目から 1日につき6,000円	通算して500日まで
入院給付金	入院1日につき2,000円を 傷病休業給付金に加算	入院給付金単独での給付はありません
長期療養給付金	休業1日につき 自宅 3,000円 入院 6,000円	傷病休業給付金の通算500日を超えて連続して 休業している場合に、1回限り230日を限度に給付
弔慰給付金	50万円	いずれかを受給したときは脱退
高度障害給付金	50万円	(その場合、脱退給付金も合わせて給付)
脱退給付金	別途規定の給付金額表による	加入日から3年以上経過後に、 脱退・減口となったときに給付

※ケガによる休業は加入日から、疾病による休業は加入日から3カ月経過後に発病したもから保障開始となります。

## ● 掛金額(1カ月あたり)

加入年齢	1口	3口	5口	8口
～29歳	2,500円	7,500円	12,500円	20,000円
30～39歳	2,800円	8,400円	14,000円	22,400円
40～49歳	3,000円	9,000円	15,000円	24,000円
50歳	3,300円	9,900円	16,500円	26,400円
51～54歳	3,300円	9,900円	16,500円	
55～59歳	3,700円	11,100円	18,500円	

▶勤務医は通算3口までの加入となります。

▶4口以上のお申し込みには、1つの主たる医療機関等で、週5日以上かつ週20時間以上業務に従事している必要があります。

## ● 加入申込資格

- 1 加入日現在、加入年齢\*が60歳未満であること
- 2 保険医協会・保険医会の会員であること  
(ただし京都府保険医協会は取り扱っていません)
- 3 保険医であること
- 4 1つの主たる医療機関等で週4日以上かつ週16時間以上業務に従事していること
- 5 告知日現在、健康であること(現症がある方、服薬中の方、治療中の方は、原則として加入できません)

※加入年齢:加入(増口)日現在の満年で計算し、1年未満の端数月が6カ月を超える場合は1歳切り上げます。

## ご連絡先

お申し込みや資料請求は、ご所属の保険医協会・保険医会(代理店)にお問い合わせください。保険医協会・保険医会の会員でない方は、入会のうえお申し込みください。

お申し込みの際は、必ず制度案内パンフレット等をご確認ください。

取扱代理店

運営元

一般社団法人 全国保険医休業保障共済会

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-5-5 新宿農協会館5F

🔍 休保

検索